清水

亮

「鎌倉幕府御家人制

0

地域的展開と中世国家」

要旨

封建制研究が本格的に始まった明治期から推進され、

九

四六年か

ら 一

九六〇年代

領主制理論と密接に関わって提示された佐藤進一氏の鎌倉幕府

_

動向と中世国家運営との接触とが相互にどのように関係し、 家人という図式を自明のものとせず、 実態的研究が進められるようになると、 御家人制をはじめとした幕府の内実につい 東国地頭が西国で勢力を拡大する上での圧迫対象とみなされる傾向が強い。 九七〇年代に、御家人制研究は沈静化する。 右の課題に応えるため、 右のような研究段階を踏まえるならば、 運営とどのように関わり、 御家人制の地域的展開につい 御家人制の地域的展開を西国 その成果を踏まえ、 そして新領主制論と密接に関わって黒田俊雄氏の権門体制論が提起された一九六〇年代前半から 御家人を含めた当該期の武士団結合の実態、 御家人制の政治史的研究であると考える。 以上の検討を踏まえ、 本論文第一 御家人制の制度的展開を国政運営との関連で動態的に描き出すことが必要で 部 国御家人の動向や東国地頭と国御家人との政治的関係を具体的に跡づ 御家人制研究も飛躍的に進み、 どのように展開していったかを検討した。 (第一章・ ては、 御家人制の研究課題も当然多岐にわたることになるが、 ての研究は少なくなったのである。 鎌倉幕府御家人制の展開において、 この時期、 九州を中心に跡づけ、 比較的研究が遅れている。 第二章) 九五八年以降のいわゆる新領主制論を皮切りとした領主 幕府の政権としての性格についての議論が進んだ反面 では、 影響を及ぼしたのかを明確にする必要がある 鎌倉幕府と中世国家の関係については近年研究が 武士団結合が形成される場についても具体的な検 御家人制が中世国家 幕府の西国 今日に至り多岐にわたって研究が進めら 西国 だが今日では、 西国 九八〇年代に入っ そして、 九州の国御家人たちは、 九州御家人政策との関連づけ 九州における在地の (朝廷・武家政権 第二部 東国地頭対西国御 て鎌倉幕府の (第三章から け

学位論文 4065 2

2005

学位記

討を行った。

以下、

各章の概要を示す。

察し、 一部では、 御家人及び御家人所領にどのような国家的位置づけが与えられたかを、 十三世紀第二・第三四半世紀を中心に、 御家人役賦課制度の枠組みの形成・展開を政治史的に考 その経緯を含めて検討した

いて、 れてい うな研究史的要請に応えるものである きたことである。 幕府権力の、 武家政権の発展史的な見方を排した実態的研究が必要とされるようになった。 た事情を明るみに出しつつある。 幕府固有の支配圏 しかし、 近年の研究では、 (東国) このような研究段階に立ち至った今日、 から朝廷支配圏(西国) 鎌倉幕府が様々な形で中世国家への貢献を、 へという拡大は、 幕府権力の拡大を促す条件に 佐藤進一氏以来認められ 本論文の第一部は、 むしろ朝廷から求めら 7

そして、 条泰時執権期固有の政治状況に応じて生み出されたのである。 る恒例的な課役の設定がなされ、 家人の首長としての権威に問題を抱えていた四代将軍藤原頼経の権威を高揚させるため、 は、 二四半期の間には 〇年代初頭までの間に東国御家人に対する 鎌倉大番などの負担) 第一章では、 鎌倉幕府内部の政治的事情に基づいて行われた。 ほぼ同時期に 鎌倉幕府御家人役賦課制度の確立を、 「臨時役」 の成立から跡づけた。 「恒例役」 の基準となる「公田」数も決定された。 御家人役が制度化されるに至った。 の賦課基準値となる 「恒例役」 鎌倉幕府御家人役賦課制度の成立は、 が制度化されたことをメルクマールとすることができる。 初代の鎌倉殿源頼朝と直接のつながりを持たないため、 主に東国御家人所領の把握と 「公田」 が東国御家人の開発私領に設定され、 御家人役を通じた御家人統制の必要は、 このような御家人役賦課制度の制度的成立 一二二〇年代半ばから一二三 「恒例役」 鎌倉大番役を始めとす (幕府年中行事 十三世紀第 北

葉以降、 第二四半期、 自らの所領を に伴う御家人役負担の増大、 家人役賦課制度の整備を進めた。 らの負担を引き受け、 第二章では、 とくに西国御家人に、自らが中世国家運営に従事しているという自覚を与えた。 鎌倉幕府に対して、 「関東御領」と呼び、 鎌倉幕府御家人役賦課制度が展開していく過程を中世国家運営との関係から跡づけた。 それを西国御家人に転嫁する代償として彼らの身分の保護を政策として打ち出すことで御 という二つの点で御家人層へ しかし、 朝廷は様々な財政・警察上の負担を繰り返し求めるようになる。 鎌倉幕府に所領・身分の保護を強く求めるようになる。 御家人役賦課制度の整備は、 の圧迫をもたらした。 ①所領売買の制限、 このような状況は、 この自覚から御家人 そして御家人の要求 ②朝廷への援助増大 幕府は、 十三世紀中

を得なくなったのである。

た 幕府自体に西国での権力拡大の意志があったために推進されたとはい 力の東国から西国への浸透、 御家人を主な対象として御家人・御家人所領制度が展開していったことが浮き彫りになる。 である東国を対象として御家人役賦課制度が確立し、 を受容して、 対応する過程で西国御家人所領に関与し、 うになったのである。 して定着するようになった。 以上、 「関東御領」という概念が拡大し、 第一部で明らかにしてきた御家人役賦課制度の変遷とその政治的背景からは、 鎌倉幕府は、 西国御家人所領の保護政策を強化した。 そして、 という従来の図式に一見対応する。 鎌倉幕府管轄所領の総体= この概念は、 新たな所領制度を生み出すことで中世国家の運営にさらに介入せざる 御家人役の受益者である公家政権の構成員にも容認されるよ ついで幕府が中世国家運営に深く関わる過程で西国 だが、 「関東御領」という概念が、 その結果、 えない。 幕府による西国御家人へ 幕府は、 本来幕府の直轄領を基調として 朝廷から まず幕府固有の支配 この過程は、 幕府法上の用語と の働きか Ō 負担の 幕府権 要請に け 地域 九

分は、 初期に至る武家政権と中世国家の関係を検討する上での重要な手がかりになり得ると考える。 置づけられていたのである。 らく一定の変質を遂げつつも継承されている。 して御家人役賦課制度の展開と結び 国における また、 少なくとも鎌倉中後期から室町初期までほぼ一貫して武家政権および中世国家の財政・軍事基盤として位 第二章で明確にしたように、 「武家領」)という概念は維持されており、 したがって、 つい 幕府滅亡 て創出された 第一部で明らかにした御家人役賦課制度と中世国家運営との関係、 (一三三三年) に至るまで幕府管轄所領の総体 すなわち、 「関東御領」 初期室町幕府の所領制度におい 「関東御領」 概念の具体的な内容は、 (西国における 「武家領」) ても 鎌倉中後期から室 「武家領」として恐 11 「関東御領」 という所領区

「第二部の概要と成果

われ、 御家人の対立を重視する傾向が強かっ 度のあり方と関連づけて考察した。 第二部では、 という幕府権力の拡大を重視する佐藤進一氏の見解に大きな影響を受けて進められたため、 西国御家人に関する基礎的な事実関係が多く明らかにされた。 御家人制の地域的展開を政治史的に把握し、 御家人制の地域的特質を明らかにする試みは、 た。 今日では東国地頭対西国御家人という図式を自明の前提とせず、 鎌倉期武士団の行動形態の しかし、 西国御家人研究は、 一九六〇年代初頭に盛んに行 あり方や御家人役賦 東国地頭と 東国から西 国御

第三章では、 西国における武士団結合の実態を明らかにし、 そこから武士団結合と御家人制との関係を考える 問うことが必要とされる

家人の具体的な動向、

西国御家人と東国御家人の政治的関係の変遷を跡づけ、

幕府の西国御家人政策との関連を

武士団の数ある選択肢の一つであったことを示した。 の活動形態に即応したものであったことを指摘した。 大江氏貞次流をめぐる御家人・非御家人の枠を超えた武士団結合は、 大江氏貞次流は御家人化した形跡がなく、 もつ在京人柘植氏をおそらく媒介として六波羅探題を歴任した北条氏一門佐介氏の被官となること、 東大寺の黒田荘支配の強化に対抗して十三世紀中葉以降御家人集団との結託を強めたこと、 ことをめざした。 この章では伊賀国黒田荘を検討素材として、 御家人集団と密接な関係をもちつつ非御家人でありつづけたこと、 右の論点から、 ①非御家人であった黒田荘荘官大江氏貞次流が、 非御家人と御家人集団の連合という事態は 京都と地域双方で展開する伊賀国の領主層 そして伊賀に拠点を 2 L

国御家人の占領軍政を基調としていたと結論づけた。 定されて発揮されていたことを明確にした。 野遠景の没官活動の範囲に即応しており、 は、 第四章から第六章では、 鎌倉初期の鎮西奉行天野遠景の惣地頭職獲得過程を跡付け、 九 州における御家人制の実態を、 彼の鎮西奉行 そして、 初期鎌倉幕府の九州支配の実態が、 (九国地頭) 惣地頭-天野氏の九州における所領の地域的偏差が、 としての権能も自身の軍事行動の範囲に規 小地頭制を素材として検討した。 天野遠景を含む有力東 第四章 天 0

幕府が、 補完が制度化されていないためであり、現実には広範に行われていた可能性を想定できること、 ていたこと、 要請されるなど、 鎌倉前・ 般 第五章では、 の守護より広範な権能を有していたとされる九州守護は、 大番催促に際して小地頭を守護の直接指揮下に置こうとしたことなどから、 中期までは小地頭に対する御家人役催促に関わっており、 ②このような惣地頭の機能は必ずしも史料上広範には現れないが、 鎌倉期における惣地頭の小地頭統制の実態を、 守護職権を補完する機能が惣地頭に求められていたことを明らかにした。 御家人役催促のあり方から検討 その職務実現にあたって惣地頭の協力を必要とし また小地頭に守護法廷へ それは惣地頭による守護職権の 恐らく惣地頭の小地頭統制 以上の検討から、 の出廷を促すことを した。 ③一二六〇年代 惣地頭は、 1

第六章では、 従来、 惣地頭による小地頭の圧迫が強調されてきた惣地頭 小地頭間相論につい て、 事例 0 機能は徐

々に後退していったことを指摘した

傾向は、 なる。 幕府・ 含みながらも両者が共存する状況が展開した。 に下向するようになった結果、 第三十八条が幕府裁許において惣地頭に有利な形で適用された結果、 小地頭の圧迫が進行した。このような状況下、 く裁許を行ってい の 的検討による通時的考察を試み、 一二六〇年代に小地頭の保護を意図した政策を打ち出すようになる。 「勝ち組」として概して良好な関係を保ち、 また、 鎮西探題は、 西国御家人保護を志向する十三世紀第二四半期以降の幕府の御家人政策と齟齬するものであ 惣地頭・ た。 「御成敗式目」第三十八条の適用を抑制し、 ②宝治合戦の戦後処理を契機に、 小地頭ともに 惣地頭· 以下の流れを導き出した。 「御成敗式目」第三十八条の適用申請を抑制していた可能性があり、 小地頭間相論が頻発するようになる。 物地頭· 幕府も惣地頭・ 小地頭間相論に際して明確な罰則を定めた 惣地頭の大幅な入れ替えが行われた結果、 ①鎌倉前期、 小地頭間相論に際しては個別具体的な理非に基づ 彼らの共存を意図した妥協的裁許を行うように ④異国警固のため、 小地頭の没落が進行した。 惣地頭と小地頭は、 異国警固の 惣地頭正員が九州所領 人的基盤を維持 治承· ③小地頭の没落 「御成敗式目」 惣地頭による 寿永 対立を 幕府は の内乱

て評価できることを導き出した。 かったこと、 以上の流れから、 第五章での検討も踏まえ、 惣地頭· 小地頭間の関係は、 惣地頭 惣地頭による小地頭の圧迫という理解で一括できるもの -小地頭制は鎌倉幕府御家人制の九州的特質を体現する制度と では 12

非御家人が御家人集団に接近する事態は、 合の 団が 果を踏まえるならば、 と地域社会とで交流することによって形成されるものであったことを具体的に明らかにしたことである。 市を拠点として富を蓄積して一族の所領回復に貢献し、 第二部での検討結果からは、 第七章では、 : 所領及び周辺地域と都市に活動拠点を持っており、 つの選択肢であったことが浮き彫りとなる。 東国御家人の一族内分業のあり方を検討 とくに西国では武士団結合の契機は多様であり、 さしあたって二つの成果を得ることができた。 その時の御家人制あるい したがって、 その経済力を活かして惣領となった事例を発掘し そのため、 Ļ 鎌倉末期の真壁長岡氏で僧侶となった庶子が地方都 御家人が御家人であることを標榜し、 当該期の武士団結合自体が、 は武士団が抱える固有の矛盾を明らかにする 御家人集団という枠組み自体、 まず一つ は、 鎌倉期を通じて武 武士たちが都市 あるい 武 この成 、士団結 は 士

二つ目は、 九 州の惣地頭 小地頭制につい て、 九州特有の地頭制度としての従来の研究視角ではなく、

手がかりとなり得る

頭制との相互関係を明確にすることができた 州における御家人制の構成要素としての位置づけを与え、 てこなかった。 頭 役賦課に関与していたとみなす見解は提出されていた。 制 の ^ の御家人役賦課へ 一類型として把握し直し、 このような研究状況を克服したことに第二部の意義の一つがある。 の関与の様相や守護職権との関係、 その歴史的展開を明確にしたことである。 だが、 また幕府の志向する御家人制のあり方と惣地頭 またその歴史的変遷についての具体的な検討はなされ それは事例の提示にとどまり、 これまでも惣地頭が小地頭への御家人 惣地頭 小地頭制について九 惣地頭による小地 小地

〔鎌倉幕府御家人制の地域的展開と中世国家〕

てもたらされたものを論じておきたい 第一 第二部の検討結果を踏まえ、 鎌倉幕府御家人制の展開過程とその背景、 そして御家人制の展開によっ

十三世紀第三四半期以降、 して認めるようになった。 所領を「関東御領」と称して保護を求めるようになった。 家人保護立法の背景には西国御家人の身分保護要求があったと思われる。 課役を転嫁された御家人の負担の増加に対応し、 十三世紀第二四半期、 幕府に中世国家運営に関わる様々な負担が相次いで転嫁される状況下、 御家人所領一般を「関東御領」(西国における「武家領」)として国家的な保護対象と 幕府は西国御家人保護立法を次々に打ち出した。 幕府や公家政権もこのような御家人側の要求を受容し そして、 彼らは十三世紀中葉に自己の 幕府から国家的 幕府の西国御

よって所領を安堵される存在であった西国の国御家人を最大の受益者とするものであった する特権集団として位置づけ直された。 になってい 御家人集団は、 たが、 それゆえに十三世紀第三四半期には幕府管轄所領= 十三世紀第二四半期以降、 このような御家人制の展開、 幕府が請負う国家的課役の財源として大きな負担を負わされるよう 「関東御領」 「関東御領」 概念の拡大は、 という国家的保護対象を知行 とくに本所に

除には必ずしもつながらない。 行われており、 カン 御家人集団が特権集団として位置づけられる事態は、 御家人が非御家人を排除する形で展開する相論はほとんど見出されないのである。 実際、 鎌倉期、 御家人身分の実否をめぐる相論の多くが本所と在地領主との間で 御家人集団の硬直化、 彼らによる非御家

家人と これらの事実を踏まえるならば、 「御家人予備軍」 の対立ではなく、 鎌倉後期における御家人制の閉鎖性の強化は、 むしろ御家人および御家人化をもとめる在地領主と本所との対立を主 とくに畿内近国におい ては御

より多くの負担を求められ、 地状況の不安定化が起こっていた。 一二四〇年代・ 一二五〇年代には、 御家人へもその負担を転嫁せざるを得ない状況が起こっていた そしてこの時期には、 畿内近国では本所、 承久の乱以前と比較して幕府が中世国家運営に関して 九州では主に惣地頭によって国御家人が圧迫される在

倉幕府御家人制の抱えた矛盾の焦点となったのが西国・九州の国御家人たちであった。 両面において 以上の過程を踏まえると、 一三世紀第二四半期から一二五〇年代に大きな矛盾を抱えていたことが導き出される。 鎌倉幕府御家人制は、 中世国家運営との関係、 そして畿内近国・ 九州の在地状況 そして、 鎌

層一般の共通認識となった事実は、 という概念が社会的に認知されていったことを示している。 一二六○年代から一二七○年代の間に幕府管轄所領の総体= 当該期の諸矛盾を解決に導く回路として幕府管轄所領の総体= 「関東御領」という所領概念が形成され、 「関東御領 支配者

るい 保志向が社会的に受容されていく過程として把握できる。 して打ち出された幕府の御家人・御家人所領保護政策の展開、 人が直面した、 国家的機能の拡大や、幕府の国家的機能の拡大を受容する社会認識の展開の中から生み出されてい 本論文では、 概念の浸透、 は拡大させていかざるを得なくなる前提状況は、 在地での政治的不安定性と彼らへの国家的課役の増大という二つの矛盾、 ①十三世紀第二四半期から一二五〇年代にかけての国家運営の幕府依存傾向、 という過程を描きだした。 この過程は、 本論文で検討した十三世紀第二・第三四半期における幕府 鎌倉後期以降、 国家的機能の拡大に対応した鎌倉幕府の権力基盤の確 その帰結としての幕府管轄所領の総体= 武家政権が権力を拡大させてい ③これらの事態に対応 ②当該期に国御家 たのである。 「関東御 あ